【南城市教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	5,114	5,154	5,225	5,286	5,398
② 予備機を含む整備上限台数	364	5,563	5,644	0	0
③ 整備台数（予備機除く）	317	0	4,908	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの	317	0	4,908	0	0
⑤ 累積更新率	6.2%	0	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	47	0	736	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	47	0	736	0	0
⑧ 予備機整備率	14.82%	0%	15.00%	0%	0%

（端末の整備・更新計画の考え方）
令和２年度に整備した使用期間５年未満の学習者用端末の損傷及び児童生徒の社会増に伴う端末不足を解消するため、不足分を令和６年度に整備を行う。
また令和８年度においては、学習者用端末の更新時期を迎えることから、児童生徒が日常的に活用できるよう必要な台数の整備を行う。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）
〇対象台数：5,450 台

〇処分方法
・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用　：　0 台
・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託　：　0 台
・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託　：5,330 台
・その他（サポート切れまで学校で継続して利用する）　：　120 台

〇端末のデータの消去方法
処分事業者へ委託する

〇スケジュール（予定）
令和８年４月　処分事業者 選定
令和８年８月　新規購入端末の使用開始
令和９年３月　使用済端末の事業者への引き渡し

〇その他特記事項
再使用・再資源化の業者は無料で引き受けるところとする。